

ともにつくろう みんなの夢大地

# さらべつ議会

令和4年2月10日 発行／更別村議会 編集／議会運営委員会

179



## 中学生が議員と意見交換

12月22日、更別中央中学校3年生が社会科の授業で議会を訪問、前半は地方自治と議会について、後半は議会議員と村の課題とその対策について意見を交わしました。

議会日誌

14

委員会レポート

12

審議結果

10

一般質問  
4人の議員が5項目に  
ついて質問

一般質問

4

第1回臨時会

3

第4回定例会

2

一般会計・3特別会計  
補正予算を可決

## 第4回定例会

新型コロナ対策関連予算 ほか

# 一般会計・3特別会計補正予算を可決

第4回定例会は、12月9日から15日までの7日間の会期で行われました。開会日の9日は、条例の改正4件、指定管理者の指定、組合規約の変更、動産の買入、一般会計ほか3特別会計補正予算について審議されました。最終日の14日には、追加された一般会計補正予算が審議されました。

また、4人の議員が5項目について一般質問を行い、理事者の見解を質しました。提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残し、閉会しました。

### ◎12月9日審議分

#### 専決処分の承認

▼一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認

12月1日の暴風に伴い、公共施設の一部損壊や倒木被害が発生、施設の修繕及び倒木の処理に係る予算の増額が必要となり、専決処分により緊急に予算を補正したことから、議会の承認を求めるものです。

#### 条例の改正

▼特別職の職員で非常勤のものに関する条例の一部を改正する条例制定  
消防庁より「消防団員の報

酬等の基準の策定について」

(通知)が発出されたことを踏まえ、報酬年額の引き上げなど処遇を改善するため、消防団員の報酬に関する規定を改めるものです。

▼更別消防団員の定員、任免、給与、勤務等に関する条例の一部を改正する条例制定  
前述の条例改正と同様、「消防団員の報酬等の基準の策定について」(通知)の発出を踏まえ、出勤費用弁償を報酬に改めることから、関連する規定を削除するものです。

▼定住化住宅管理条例の一部を改正する条例制定

定住化促進住宅(2棟)の内、昭和区に設置している1棟を譲渡することから、条例

の該当箇所について削除するものです。

▼国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、未就学児の被保険者均等割保険税の軽減措置が講じられることから、関連条文について規定するとともに、字句を改めるものです。

#### 指定管理者の指定

▼歯科診療所の指定管理者指定

指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、指定管理者を指定するために議会の議決を必要とするものです。

□指定管理者となる団体名称  
医療法人社団秀和会  
つがやす歯科医院  
理事長 梅安 理絵

□指定の期間  
令和4年4月1日から  
令和9年3月31日まで  
(5年間)

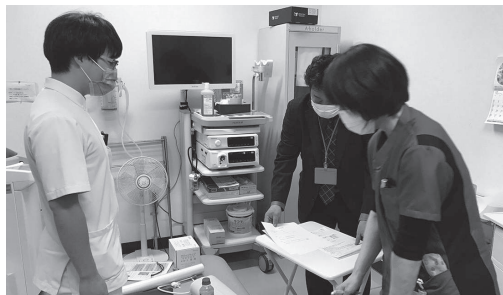
#### 組合規約の変更

▼十勝圏複合事務組合規約の変更

組合が共同処理する事務の一部における構成団体の変更に伴い、規約の一部を変更するものです。

#### 動産の買入

▼国民健康保険診療所における内視鏡システム及び内視鏡用洗浄消毒器の買入  
予定価格700万円以上の動産の買入に関し、議会の議決を必要とするものです。  
契約額は、1千42万8千円です。



更新された内視鏡システムの操作を確認



## 補正予算

### ▼一般会計補正予算(第9号)

主には、新型コロナウイルス対策として国が実施する18歳以下への10万円相当給付の内、現金5万円の支給分、3回目のワクチン接種に係る費用等の増額、及び単価上昇に伴う各公共施設燃料費の増額、並びに執行残(事務事業を終えた後の残金)の処理に伴う減額で、2千266万6千円の追加補正を行い、48億8千4

2万9千円となるものです。

### ▼国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

#### 「事業勘定」

主には、一般被保険者療養給付費、高額療養費の増額で、1千849万8千円の追加補正を行い、総額5億7千723万2千円となるものです。

#### 「診療施設勘定」

主には、会計年度任用職員に係る経費の増減、単価上昇に伴う診療所燃料費の増額

で、45万6千円の追加補正を行い、総額3億2千585万8千円となるものです。

### ▼後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

主には、後期高齢者医療広域連合納付金の減額で、439万5千円の減額補正を行い、5千647万1千円となるものです。

### ▼介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

主には、介護サービス等諸

費の増額、介護予防・生活支援サービス事業の減額で、6万7千円の追加補正を行い、総額3億8千509万4千円となるものです。

## ◎12月14日審議分

### ▼一般会計補正予算(第10号)

新型コロナウイルス対策として国が実施する18歳以下への10万円相当の給付について、国の方針転換に伴い一括現金給付とするための増額で、2千244万5千円の追加補正を行い、49億687万4千円となるものです。

## 第1回臨時会

第1回臨時会が、1月21日に行われました。一般会計並びに国民健康保険特別会計補正予算案が提案され、原案どおり可決されました。

### ▼一般会計補正予算(第11号)

主には、国の新型コロナウイルスの影響により生活が困窮された方(住民税均等割の非課税世帯)への臨時特別給付金の増額、福祉の里温泉の修繕費等の増額、及び昨年12月の暴風被害に伴う災害見舞金の増額で、4千242万3千円の追加補正を行い、49億4千929万7千円となるものです。

### ▼国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

#### 「診療施設勘定」

主には、人事異動に伴う人件費の増額、及び医療用備品購入費の増額で、88万円の追加補正を行い、総額3億2千673万8千円となるものです。

## 暴風被害の状況を調査

12月1日に発生した暴風は、村内に多大な被害をもたらしました。議会においても定例会終了後、村担当者の協力により、倒木被害や公共施設を中心に村内を巡視し、状況の確認と情報収集を行いました。被害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。



# 一般質問



## 4人の議員が 5項目について質問

一般質問とは、議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のための適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められます。更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に沿って質問します。また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。

なお、多くの方に傍聴していただけるよう、ナイター議会（18時～）を行っています。新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、現在は見合わせています。

| ページ | 質 問 事 項                             | 質問議員    |
|-----|-------------------------------------|---------|
| 5   | 更別村ゼロカーボン宣言と取り組みについて                | 織 田 忠 司 |
| 6   | 除雪時の車両・歩行者の安全確保に向けた改善対策の必要性について     | 安 村 敏 博 |
| 7   | 就学前幼児の教育、保育等の総合的提供指針について            |         |
| 8   | 更別村乗合タクシー等公共交通体系の充実について             | 小 谷 文 子 |
| 9   | 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育体制の現状と今後の方向性について | 遠 藤 久 雄 |



# 更別村ゼロカーボン宣言と取り組みについて

## 長——脱炭素社会の実現に向け、令和4年度に実施計画を策定する



織田議員

**織田議員** 地球温暖化対策の

国際合意を受けて、わが国でも、温室効果ガス削減対策を推進しています。

本村でも、必要な電力を太陽光発電などを用いて村内で賄えるようにし、2050年までに温室効果ガス排出ゼロを目指すとして、管内では2例目の「ゼロカーボン」を宣言しました。村内で今、メガソーラーや多くの太陽光発電の施設があります。バイオガスパラントの計画も進んでいます。一方、排出対策では村地球温暖化対策実行計画に基づき取り組みが続いています。

今、新たに「ゼロカーボン」を宣言したのは、何か将来の構想があつての事だと思いま

すが、今後、どのように発電や排出対策の取り組み、産業や住民生活に何を求めるのか見えません。又、更別村総合計画や過疎地域持続的発展市町村計画の変更などにも必要になってくると思います。

宣言に至った将来構想、各計画の見直し、そして今後の住民生活と村づくりについてお伺いします。

**村 長** 令和2年10月26日、

管内閣総理大臣は国会における所信表明演説にて、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力し、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

このカーボンニュートラルを日本の新たな成長戦略として、産業構造や経済社会の発

展につなげるため、国と地方が総動員で取り組むよう指示があつたところであり、全国においてもゼロカーボンを宣言する自治体が増加している状況にあります。

国は、脱炭素社会における成長戦略を実現させるため、地方を支えるために様々な支援・その取り組みを加速化させており、また地球温暖化対策推進法が、令和4年4月1日に改正され、2050年カーボンニュートラル宣言の基本理念を位置付けることになっていきます。

1点目の「宣言による将来構想について」は、近年、気候変動による豪雨や猛暑などの災害が世界中で頻発し、今後もその危険性は更に高まる

ことが懸念されています。

その主な原因は地球温暖化とされており、未来世代へ大きな影響を及ぼす重要な課題になっていることから、村では平成13年度より、行政事務

に関する「地球温暖化対策実行計画（現在第5期）」を策定し、二酸化炭素排出量の削減に努めてきました。

私たちが住む十勝は、温室効果ガスの吸収元となる森林資源が豊富であり、全道一の日照時間を生かした太陽光発電などの取り組みが進んでいます。本村でも、各企業が大規模な太陽光発電を整備するなど、積極的に導入を進めている状況になっています。

国が推進する脱炭素社会の実現には、成長戦略の重点施策として早急に事業着手することが求められており、本村においても令和3年9月1日に、ゼロカーボンの宣言をしたところであります。

今後は、地球温暖化対策実行計画の見直しなどを含め、国や北海道との計画整合・連携を図りながら、実施計画策定のほか、環境省が検討している脱炭素先行地域への取り組みを推進していくこととしています。

2点目の「宣言の各計画と整合性について」は、国が成長戦略の重点施策としたゼロカーボン事業は、地域の課題

を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生を目的としています。ゼロカーボンを実現するためには、地球温暖化対策実行計画のみならず、新エネルギービジョン計画、総合計画など各種事業計画との調整や連携が必要となります。実施計画は令和4年度に策定する予定ですが、役場内の各種事業計画の調整はもとより、地元企業との連携や地域住民との合意形成が重要であると考えております。

またこの実施計画は、実現可能とすべきことから、将来における再生エネルギーの導入や二酸化炭素の削減目標など、十分に分析・検討をする必要があるため、計画的なスケジュールにて進める予定としています。

本村の住民一人一人が、脱炭素ゼロカーボンの主体となるよう、再生エネルギーなどの地域資源を最大限に活用し、地域経済の活性化を目的として推進してまいります。

## 除雪時の車両・歩行者の安全確保に向けた改善対策の必要性について

### 長——道道は排雪の改善を要請、村道は適切な除排雪に努める



安村議員

**安村議員** いよいよ冬將軍到来の時期を迎え、体制整備に余念がない事と思いますが、

年度によっては積雪量の違いはあるものの、近年、降雪に伴う除雪対応にあたり、車両及び歩行者の安全確保に懸念を抱いています。降雪による除雪がなされるたびに積もった雪山が交差点の視界を妨げている実態にあり、特に、役場前通りの中央分離帯の残雪、雪山は普通乗用車には極めて危険と感じられます。事故が発生してからでは遅すぎますので、改善に向けた対応を求めたいと思います。また、歩行者の歩道確保につきましては、例年、除雪後、アイスバ

ーンの長期化により、歩行路面が劣悪化、路面が車道側に傾斜していることも災いとなり、多くの住民は車道歩行している実態であり、小・中学生は危険を感じながらの通学となっています。人命優先、危険防止の観点からも早急に改善・是正が必要であると考えます。加えて、市街地村道の各所では舗装劣化により路上に雪が残り、ワダチによる車両運行に支障が生じている所もあり、危険を感じます。冬の事故発生を未然に防ぐためにもしっかり対応を図る事が必要であります。課題解決の認識と対策について村長の見解を求めます。

①車両・歩行者安全確保の観点から、主として市街本通南1線から南2線間、役場前通りから国道に至る各交差点などの排雪処理の是正が必要であると感じますが、見解を求めます。

②役場前通りを中心とした歩道歩行者の安全確保について

**村長** 村道の除雪延長は246.2kmを計画し、1次路線は主要幹線道路で、市街地と主要集落・施設を連絡する道路とし、2次路線は1次路線の効用を高める主要道路、3次路線はそれ以外の道路として区分、位置づけをし、除雪を行っています。

歩道の除雪は片側・両側歩道合わせて、40路線13・6kmの除排雪を行っています。ご質問の1点目、車両・歩行者の安全確保の観点から、主として市街地本通り南1線から南2線間と役場前通りの国道に至る各交差点などの排雪処理の是正についてであります。本通りは、南1線から

は、小型ホイールローダー等により交差点部分の除排雪を行い、普通乗用車の目線で視界を妨げる状況を回避して参ります。

2点目の役場前通りを中心とした歩道の歩行者の安全確保についてであります。村道更別停車場線の国道から道道の間の歩道はブロックで、他の路線はアスファルト舗装で施工されています。

アイスバーンの長期化の対応としては、即効的な手法は、なかなか難しい面もございますが、焼き砂や塩カルの散布等の対策を行い、通行に支障のないよう配慮して参ります。

3点目の市街地村道舗装の凹凸改善対策についてであります。市街地の除排雪手法は、効果的でスムーズな除排雪として、管内でも特徴的な、除雪と排雪を同時に行う方法により行っており、この方法については結果として早く排雪を終えたと評価されており、住民にも定着しているところであります。

今回、安村議員が心配をされている中央分離帯について



# 就学前幼児の教育、保育等の総合的提供指針について

## 長——両園は当面存続、引続き住民の声を聴き望ましい教育・保育について検討する

**安村議員** 就学前幼児教育に

ついては、先の一般質問にて、体制整備及び運営集約の必要性について見解を求めましたが、少子化に歯止めがかからない現状に鑑み、保育所・幼稚園・認定こども園幼稚園型のあるべき方針が明確に示されない段階にありながら、今般、社会福祉法人どんぐり福祉会において「保育所型認定こども園」への移行申請がなされました。

村は、統合的教育、保育等を念頭に更別地区に在る幼稚園とどんぐり保育園の統合に向け検討を重ねるとの見解を示すも、具体的方針が示されない中で移行申請に多少違和感を感じます。教育委員会・子育て応援課・どんぐり福祉会での協議経緯、保護者との協議はどのようになっているのか。村はどのような施策に基づき幼児の教育・保育等の総合的提供を図っていくのか。指針を示し取り進めることが

最も重要であると考えます。

市町村には「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、認定こども園の認定申請と幼稚園・保育所の認可申請など一体的対応が求められ、これに基づき、行政は幼児の総合的提供を図り推進すべきだと思っています。村長の幼児教育・保育等の対応について見解を求めます。

①「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により今般、社会福祉法人更別どんぐり福祉会は「保育所型認定こども園」への移行申請をしたが、村は「総合的提供指針」に対し、いかなる施策を以って対応するのか説明願いたい。②認定こども園は4タイプあり、それぞれに機能が重複するものもあり、少子化にあつて村は、可及的速やかに最良・最善の対策を講ずる必要があると思いますが、見解を求め

ます。

**村 長** 現在、更別地区に

おける教育施設である更別幼稚園と保育所であるどんぐり保育園のあり方につきまして、令和3年第1回村議会定例会での安村議員からの一般質問「就学前教育・保育の体制整備の必要性」に対し、「望ましい就学前教育・保育の実現のため、更別幼稚園とどんぐり保育園を統合し、認定こども園設立の実現に向け、改めて前向きに検討していく」とお答えしたところでです。

更別幼稚園とどんぐり保育園の統合による認定こども園の設立につきましては、昨年度より改めて検討してきたところですが、今年度からは園児の交流と職員の合同研修の実施により、両園の融和や就学前教育・保育の質の向上に向けて進めて参りました。

そして、保護者や住民の方々から頂いた多数のご意見を参

考に、協議・検討を重ねた結果、統合による認定こども園の設立については、気運や情勢など、時機をみながら判断していくことも重要であるとの考えに至ったところであります。よって、国のこども庁

設立の動きなども注視しつつ、今後も検討は継続しますが、統合による認定こども園の設立については具体的な時期を設けずに、当面は園児と保護者の交流、職員の合同研修を実施しながら両園を存続させていくことと致します。

また、どんぐり保育園の保育所型認定こども園への移行申請に関する村の対応ですが、令和4年4月からの移行を目指し、運営者である更別どんぐり福祉会より認定権者の北海道に対し、過日申請がなされました。現在、どんぐり保育園を利用する場合、保護者の就労等、利用の条件がありますが、認定こども園へ移行することにより、3歳児以上であれば移行後のどんぐり保育園の利用が可能となります。

更別幼稚園とどんぐり保育園、同じ未就学児童を対象とした施設でありながら、それ

ぞれ特色をもった保育を提供しており、保護者からも双方の園に対しニーズがあるところ です。

認定こども園への移行に関わらず、どんぐり保育園は地域の重要かつ必要な施設であると認識しています。村としては、保護者の需要やご意見、今後の出生数等を勘案しながら今後も望ましい就学前教育・保育のあり方について、検討を継続してまいります。

二つ目のご質問につきましては、更別地区の認定こども園設立の方向性は、先述のとおり、当面は両園を存続させていくとしたところでです。

今後両園の統合やこども園の設立のみならず、望ましい就学前教育・保育のあり方についての検討は継続し、そして時代やニーズに合わせてそれらを実現していくことが、未来を担う子ども達や保護者の方々にとってはもちろんのこと、村にとっても最良かつ最善な対策であると考えているところでございます。

## 更別村乗合タクシー等公共交通体系の充実について

長——料金300円は適切、メリットをPRし活性化につなげる



小谷議員

**小谷議員** 更別村の公共交通

は、これまで十勝バスの他、主に村内を村民バス1台で運行のため、バス路線において利用できる環境の村民が限られ、通院や買い物など日常生活のニーズや居住地によらず公共交通サービスが享受できる様な移動支援を検討する必要性から、改善に向けて令和元年より2か年に及ぶアンケート調査と、市街地村民バス・農村地域予約運行型タクシーによる2回の実証運行が実施されました。

特に「更別村の公共交通をよりよくするためのアンケート調査」では、将来運転が困難になった場合に「村外の便利な所に引越す」との回答

が21・5%に及んだことは、憂慮すべき点であります。

令和3年10月1日に運行開始となった乗合タクシーは、電話予約にて「更別市街地以外全15区域の『自宅』と「更別市街地の6つの停留所」を、1回1人の利用料片道300円でつなぎます。開始から約2か月あまりですが、参考までに10月1日から28日までの平日利用者は、65名で1日平均3名程の実績との事。市街地村民バスも新たに月曜日追加の5便と平日1日9便に増便で、今後どちらも利用拡大に期待するところですが、村民の理解が大前提の下、利便性向上は最重要と考えます。

これらを踏まえて、村長に次の2点をお伺いいたします。

①村として乗合タクシーの計画遂行にあたり、想定外もあると推察いたしますが、村民の公平性は不可欠であり、村民バスと乗合タクシーの利用料負担が異なることについて

の見解をお伺いいたします。

②今後、よりよい村の公共交通に向けて、村民バスも乗合タクシーも共に、村民はもろん移住・定住化促進の一助となるべく、安心・安全で気軽な移動手段として、利用者増加につながる方策について見解をお伺いいたします。

**村 長** ご質問の1点目、

村民バスは無料、乗合タクシーが有料であることの見解ですが、まず村民バスについては、村民誰もが利用できる乗り物だということです。

農村地域にお住まいの住民が乗合タクシー等で市街地にお越しになった際、病院や商店、温泉施設を村民バスで巡るといったご利用も想定しており、市街地の方のみを優遇した措置ではありません。また、更別市街地は商店街や役場、温泉等が点在する構造上の問題も抱え、村民バスはこうした不便を軽減する役割も

担い、無料循環運行していることをご理解いただきたいと思います。

次に乗合タクシーについては村民バスとは違い、農村地域にお住まいの方のみがご利用できるサービスです。自動車を所有する方がガソリン代を負担するのと同様に、本来、住民の移動に係る経費は、行政ではなく自身が負担することが原則です。しかし、村内には公共交通機関が限られ、車をご利用できない際に高額な負担が発生するタクシーを利用するほか選択肢がないのであれば、農村地域にお住まいの多くの方が免許返納と同時に村を離れてしまう恐れがあります。こうした事態を避けるため、路線バス並みの低料金でご利用できる予約運行型の乗合タクシーを農村地域に導入しています。

また現在、村で契約しているジャンボタクシーは1台のみのため、無料若しくは安い料金設定では利用者が極端に増加し、買い物・通院等本当に利用したい方々のニーズに応えられなくなる可能性があります。利用料金の額について

では、事前調査の結果や十勝管内の先行地区などを参考に、「更別村地域公共交通活性化協議会」や村内部で検討し、300円が適切ではないかとの結論に至っています。

ご質問の2点目について、村では、よりよい公共交通体制の構築に向け、国の交付金などを活用して、住民アンケートによる交通実態調査や乗合タクシー、村民バスの実証運行、各種分析を実施するなど、協議会での活動等を通じて検討を重ねてきたところで、今後も利用状況等を注視するとともに、住民のご意見に耳を傾けつつ、協議会等での検証等を毎年度実施し、必要な改善を実施して参ります。

この度の公共交通体制の見直しにより、平日については村民の移動手段が確保できたことから、今後の移住・定住施策の推進にあたっては、免許を返納しても住むことができる村であることや、自宅まで送迎するため、沢山のお買い物ができるメリット等について広報し、利用者の増加、地域の活性化に繋げていきたいと考えています。



## 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育体制の現状と今後の方向性について

### 教育長——可能な限り共に学ぶ、最適な教育環境の充実に努める



遠藤議員

**遠藤議員** 現在、本村を含め、

ほとんどの公立小・中学校が共同学習の場を持ちながら、基本的には健常児は通常学級で学び、障害児は特別支援学級で学ぶという「分離教育」の形態で行っている。そうした中、2006年の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で、これまでの概念を覆す教育方法として、健常児と障害児が一緒に同じ教室で学ぶインクルーシブ教育という教育方法が示された。更に2011年の改正障害者基本法では、障害児が可能な限り、健常児と一緒に教育を受けるようにする教育方法が示された。こうした新しい障害児教育のあり方は、健常児

と障害児が同じ場所で一緒に学ぶという点で共通している。

教育長に、以下の2点について質問します。

①今後、村は健常児と障害児の教育体制について現状のままと考えるのか、それとも共に学ぶという方向を検討していくという考えをお持ちなのか。

②現在、特別支援学級に特別なネーミングをしているが、これによって特別支援をうけている者が「特別な子」といった「差別感」を持つのではないかと危惧するところである。

#### 教育長

本村では特別支援教育に関し、各小中学校に学校教育法で定める「特別支援学級」を設置しています。同法では、「幼稚園、小中学校等においては、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童、生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困

難を克服するための教育を行うものとする。」「小中学校等には、それら教育上特別な支援を必要とする者で、特別支援学級で教育を行うことが適当な児童・生徒のために、特別支援学級を置くことができる。」「とされており、本年度は小中学校合わせて10学級を置いています。

一方、障害者基本法では、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童・生徒が、障害者でない児童・生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等、必要な施策を講じなければならない。」「それぞれの児童・生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」「と規定されています。

加えて、特別支援に係る学習指導要領では、「児童生徒の障がいの状態等を考慮すると、小中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではなく、個々の実態に応じて自立活動等を取り入れた特別な教育課程の授業時間を確保する必要性がある。」「と示されています。

質問の1点目、「教育体制の方向性」については、当該児童生徒が普通学級の児童生徒と共に授業を受けることが、その子の理解や学びにマイナスとなるようなら、本人の気持ち・保護者の考えなども聞き、個々の状況を見て該当する学級に移動し授業を行っています。本村では健常児も障がい児も共に学ぶことができる学校づくりを目指しており、各学校に特別支援教育支援員の配置を継続するなどして、可能な限り普通学級で学校生活が送れるようにするための一番最適な教育環境の充実に努めています。

皆様のご意見を頂戴し、改善すべきところは改善しながら、これまで同様の対応を図って参りたいと考えています。

2点目の、学級のネーミングによって差別感を持つのではないかとのご指摘ですが、制度上の学級編成では「〇〇障害特別支援学級」、例えば「知的障害特別支援学級」という名称になりますが、子供たちの印象を考慮し、学校の判断で学級名を付けています。特に小学校では花などの名前を付ける場合が多いようですが、この花の名が特別支援学級を示す呼び方とはなっておらず、子供たちの中にも差別感を持った様子は見られないことから、現状の名称で取り進めたいと考えます。

学校行事などで、本村の児童・生徒の皆さんは、障がいの有無に関わらず、それぞれが理解し、協力し合って学校生活を送っています。このような学校環境がいつまでも維持できるよう、「共生社会」の構築に向けて、教育活動・教育行政に努めて参ります。



## 故上田議員に 追悼演説

故上田幸彦議員が昨年10月29日、満69歳でご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

平成27年4月に初当選されて以来、2期6年余りにわたり、村議会議員としてご活躍されるとともに、就任当初より村監査委員の重責を務められました。

引き続き議会の中心的な役割を果たしていただくことをご期待申し上げていただけに、悔やまれてなりません。

第4回定例会初日の12月9日には、ご遺族も傍聴され、同僚議員による追悼演説を行うとともに、故人への黙とうが捧げられました。

### 第4回定例会（12月9～14日）審議した議案と各議員の賛否

※高木修一議長は採決には加わりません。

| 種類 | 件名                                      | 遠藤久雄 | 小谷文子 | 松橋昌和 | 太田綱基 | 安村敏博 | 織田忠司 | 審議結果 |
|----|-----------------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 承認 | 令和3年度更別村一般会計補正予算（第8号）専決処分の承認を求める件       | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 承認議決 |
| 議案 | 更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例の一部を改正する条例制定の件    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 原案可決 |
|    | 更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 原案可決 |
|    | 更別村定住化促進住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件            | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 原案可決 |
|    | 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件              | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 原案可決 |
|    | 更別村歯科診療所の指定管理者指定の件                      | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 原案可決 |
|    | 十勝圏複合事務組合規約の変更の件                        | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 原案可決 |
|    | 動産の買入の件                                 | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 原案可決 |
|    | 令和3年度更別村一般会計補正予算（第9号）の件                 | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 原案可決 |
|    | 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件           | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 原案可決 |
|    | 令和3年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の件        | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 原案可決 |
|    | 令和3年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の件           | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 原案可決 |
|    | 令和3年度更別村一般会計補正予算（第10号）の件                | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 原案可決 |

### 第1回臨時会（1月21日）審議した議案と各議員の賛否

※高木修一議長は採決には加わりません。

| 種類 | 件名                         | 遠藤久雄 | 小谷文子 | 松橋昌和 | 太田綱基 | 安村敏博 | 織田忠司 | 審議結果 |
|----|----------------------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 議案 | 令和3年度一般会計補正予算（第11号）の件      | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 原案可決 |
| 案  | 令和3年度国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件 | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | ○    | 原案可決 |





## 更中3年生が議会を訪問

村づくりの課題について意見交換



### 生徒の声

- ・村の課題を発見できた。
- ・思っていることが言えました。
- ・議員さんと直接お話ができ、とても良かったです。

12月22日、更別中央中学校3年生が社会科公民の授業として議会を訪問、全議員が出席し意見交換などを行いました。

今回の授業にあたり、生徒の皆さんは事前に「村の問題点」と問題を解決するための「対策」を話し合い、準備を進めてきました。

当日は、初めに事務局から「地方自治と議会」についての説明を、続いて生徒と議員による意見交換を実施。話題は「少子高齢化」「観光」など8分野にわたり、生徒が議論してきた課題や対策について、各議員は、村で実施していることや今後の考え方などについて、本番ながらに伝えていました。

担当の駒澤教諭は「議員さんとの話し合いができて、良い機会に恵まれました」と話していました。

# 委員会レポート

## 総務厚生常任委員会

### ▼調査事項

村所有の遊休施設及び遊休地の管理状況と今後の利活用について

### ▼調査期日

10月19日

### ▼調査結果

旧レストラン白樺に関して、昭和49年の営業開始から今日に至るまでに経営委託先の変更、土地・建物の買戻し等、多くの紆余曲折があり、現在に至っている。

平成12年に建設された旧岩屋病院保養所については、平成28年12月に寄付された施設であり、取得時の村の説明では、観光地再開発の視点で利用価値があると判断し、村全体で利活用を考えた、との説明があつたと認識している。しかし、その後村から調査及び検討結果等の説明が十分なかったことは極めて残念なことであり、これまでの経緯を踏まえ、かつ最終的にはプランディング計画の中に当該建

物を利用した事業が示されなかったため、今年4月開催の土地利用会議において、現状のままでの売却を決定した、との説明があつた。

現状のまま売却できればベストだが、建物の現状として旧レストラン白樺は老朽化が激しく売却の対象外。旧岩屋病院保養所は一部補修が必要だが、十分売却対象となるとの判断に至った。

しかし、このまま購入希望者が得られない場合は更地にして売却することも視野に慎重に検討し、売却にあたつては期限を定めることも必要である。

更に、売却が成立しなかった場合には「村の新しい魅力づくり」を目指し、旧アシタ力農事(有)の引受け村有地の有効利活用と一体的に検討するのが望ましいとの判断に至った。そのためには産業課と総務課、企画政策課との連携を一層強め検討していくことを強く望むものである。

次に旧アシタ力農事(有)の引



村所有遊休施設の現地調査

受け村有地に関し、村に公有地としての取得要請があり、「周辺地域の農地、環境保全」を理由に取得した経緯、及び当該地の現在の管理状況等につき説明を受けた。

現在は「環境保全用地」として現況のまま管理しているとの報告があつた。今後を考えた時に、この「引受け村有地」に限定するのではなく、幅広い見地から、より意義のある利活用の可能性を検討すべきではないか。例えば、旧岩屋病院保養所が売却されなかった時には、自然観察を行うときの休憩の場・懇談の場としたり、更には「一泊自然

観察会」の際の「宿舎」としての活用など。

そうしたアイディアを広く得るためのアンケート調査を行うことなど、一考の余地があると思われる。

当該地を現況のまま管理するのではなく、「村の新しい魅力を生み出す」ための新たな利活用の方針と、実現に向けた手順等についても検討すべきとの結論に至った。

なお、その他の村有財産(普通財産)の管理状況についても説明を受けたが、個人から寄付を受けた土地も散見される。それらにも適切な管理を行うことを望むものである。

## 産業文教常任委員会

### ▼調査事項

有害鳥獣による被害状況と対策について

### ▼調査期日

10月25日

### ▼調査結果

(1) 有害鳥獣による被害状況について

令和2年度の被害状況について、更別村鳥獣害防止対策協議会(以下「協議会」)が令和2年11月に行った農作物等被害調査(畜産関係含む)では、調査依頼件数214件に対して17名から被害報告があり、被害面積17・15ha、被害総額1千117万9千230円に及んだ。中でもエゾシカによる被害は全体の53%を占めている。

(2) 有害鳥獣の対策状況について

村は、被害状況の現状把握により、被害傾向と地域から被害の軽減目標・対象鳥獣の捕獲計画等として、令和2年度に更別村鳥獣被害防止計画を策定している(計画期間…令和3年度〜令和5年度)。

特に、捕獲従事者の捕獲技





エゾシカ対策設備の現地調査

術の向上及び後継者育成が急務であることから、令和2年4月1日より「更別村鳥獣被害対策実施隊」（対象鳥獣捕獲員9名、実施隊員10名（村職員）、計19名）を設置し、効率的な捕獲体制の構築に努めている。

捕獲従事者の経済的負担の軽減策としては、狩猟免許及び銃所持許可の取得等経費に対し、協議会が助成するとともに、捕獲・出役時には報奨金が支給されている。

未然防止策の強化としては、

これまで整備してきた防鹿柵について、未施工区間（延長4千610m）の整備が令和4年度に完成予定である。また、熊箱わなを2か所、キツネ・アライグマの被害や目撃地には箱わな小を、個人住宅敷地に設置するとともに、ヒグマ・シカ等被害が継続的に発生する場所には、忌避剤の設置も行っている。

上記（1）（2）のとおり資料に基づく細部にわたる説

明と現地調査を踏まえて、今後の方向性については、地域差はあるものの農業経営の持続性からみても、有害鳥獣被害はどの地域でも起こりうる更別村全域のことと捉えていかなければならない。

よって、農家等を対象とする農作物・畜産関係被害の調査の継続と、調査に基づくより一層の対策は必要と考える。一方、農業者や地域の方には、被害金額の換算方法等に苦慮されている事と認識するが、その後の対策につながるため、適切な報告と、通報等の情報提供への協力を望むところである。

捕獲・駆除については、エゾシカを中心にキツネ・カラスの増加、また近年はアライグマの捕獲数が増加傾向で、理由の一つに繁殖率の高さも挙げられ、早期対策が求められる。

エゾシカの被害防止対策としての侵入防止柵は、当初は平成22年度から23年度に、その後平成29年度から令和3年度にかけて設置工事が行われている。現地調査により、初期のものはネットの上げ下ろ

し作業の大変さを確認した。近年は頑丈な金属製の柵で、数か所確認し、ヒグマやエゾシカによると思われる損傷が認められたが、今後も適正な維持管理による防鹿効果の発揮が期待される。

モデル事業を活用したエゾシカ用電気柵についても、現地で確認した。今後、自己による防止対策としての普及により、被害防止・減少を期待するとともに、導入効果の検証も必要である。

加えてカラスやハト対策として、実証試験も視野に入れたドローンの活用も一手法であり、意見として付け加える。また、ヒグマの駆除については、獐猛且つ危険性が高い上、出沒・目撃情報も多い中、農村地域に限らず生命・生活を脅かす存在であり、市街地等でも危機感の共有が必要である。

有害鳥獣全般に共通することとして、通報後に対象鳥獣が移動しており、捕獲・駆除に至らないケースが多い。

捕獲・駆除を的確に行うには、通報後の迅速な対応と出動体制の充実が必要だが、ベ

テランハンターの減少に伴い、捕獲従事者の確保が課題となっている。村は後継者育成に對する助成を行っているが、体制の充実は簡単ではないという現状を理解しつつも、協議会として捕獲従事者への期待値はますます高まっている。一方で、捕獲従事者は、仕事をしながらも危険を伴う活動に尽力されていることは村民にとって重要なことである。

今後は、村内での被害状況や対策に関する情報提供の充実により、村民の理解・協力に繋がるものと考えられる。決して他人事ではなく、協議会とともに行政と関係機関、地域一体での取組体制が不可欠である。

最後に、全ては村民の安心・安全な暮らしと大切な命を守るとともに、農業を始めとした各産業発展のためにも、今後有害鳥獣対策は大変重要な施策であると、委員会として再確認したところである。

(織田委員 記)